

# 「言い換え」に関する基礎的考察

——「換言論」の提唱——

蒲 谷 宏

はじめに

本稿は、「言い換え」という言語事実を考えていく上で、基本的に重要と思われる点について考察したものである。これは「言い換え」を言語研究の対象として取り上げることを用意したもので、このような言語研究の領域を「換言論」と命名するならば、「換言論」の輪郭を示すものとなるわけである。そのため本稿においては、熟さぬ表現ではあるが、「言い換え」の代りに「換言」という術語を用いることにする。

「換言」とは、表現主体がある表現を、何らかの制約(場面)により、その素材は変えずに別の表現に換える、という言語事実である。<sup>注</sup>

このように「換言」の概念規定をした際、問題になることは、それが主体の行為であるということである。それゆえ、まず「別の表現に換える」ということが重要なのであって、単に「換えら

れた表現」だけを問題にしてはならないのである。主体を考えに入れられない言語研究においては、「換言」という行為は研究対象とならず、あくまで、その結果として生じた二表現の対照が重要になるといえる。そのため、同義語・類義語などに関する研究も、同じ意味で異なった外形を有する語としてのみ捉えられることが、多かつたように思われる。これに対して、主体を考慮に入れるということは、なぜ同じ素材でありながら別の表現に換えなければならないのか、どのような理由でその表現をとったのか、などが、まず問題になるということである。そして、そのようなことが明らかになった後、「換えられた表現」自体が問題になってくるわけである。

また、単に客観的な同素材・異表現が対象となるのではなく、表現主体自身が同素材であることを意識し、それに基づき異表現を考える、ということが重要なのである。そのため、「換言」の一面の概念規定として、「言語主体の意識における同素材・異表現」ということがいえると思う。このことは、研究対象を限定する上のポイントになる。なぜなら、主体の意識というものを無視

して、同素材・異表現に関する研究を進めていくと、例えば、現代語と同義・類義の古語、共通語と同義・類義の方言など、比較しうる問題は極めて多くなり、「換言」と直接関わりをもたない方向へいく危険性があるからである。ただし、広義の翻訳として——ある国語を他の国語に改めることだけでなく、いわゆる現代語訳、また方言を共通語に改めることなども含めて——考えれば、その翻訳をする主体においては当然「換言意識」が働いているのであるから、「換言論」の対象となりうるわけである。

また、いわゆる「位相」は基本的に異なった言語主体における問題なのだが、同一言語主体で意識されている場合には、やはり対象になりうると思われる。単純な例をあげると、幼児語は、位相として考えると、成人のことに對して幼児が用いることばになるのだが、逆に成人が幼児に用いることばとして考えることもできる。その際には、その表現主体における理解者（場面としての聞き手）である幼児に制約されて幼児語になった、といえるため、「換言論」の対象になりうるわけである。

「換言」が主体の行為であること、そしてそれゆえ、主体が意識している同素材・異表現が重要であること、などについて述べてきたが、さらに別の観点から考えると、「換言」は、表現技術の問題につながってくる。これは、その時々に応じたよりふさわしい表現をしていくということで、「場面」と関係し、伝達の際の重要なポイントになるのである。ただし、ここで問題となることは、換言するために、表現主体はある素材に対応するいくつかの表現方法を既に理解していなければならぬ、ということである。表現技術の問題といっても、そこには、その主体の理解が影

響してくるわけである。しかし、同じく理解といっても程度の差があり、それによつて表現の程度も決定されてくるということ。「換言」の際にもあらわれることである。例えば、aという語形とbという語形が同一素材を表わしていることを理解していれば、それに基づいて換言することは可能だが、さらに、aはAという場面、bはBという場面において用いられるという相違を理解してはじめて正確な「換言」、つまり本當に換言する意味が出てくるのである。

このように理解をも含めて考えていくと、そこに自ずから「換言」の一般性を見出すことができるのだが、これは、表現・理解の習熟により、もたらされる結果であると思われる。

## 二

以上、換言の概念規定をしたわけだが、同じように換言といつても、そこには性質の異なるいくつかの種類を見出すことができる。ここではそれを、主体、素材、場面、媒材といった観点から考察していきたいと思う。

### 二・一

まず、換言における主体の問題から述べていくことにする。ここで問題になるのは、換言されるもとの表現の主体と、換言した表現の主体が、客観的に同一人物であるか否かということである。

なぜ、このようなことをここで取り上げるのかというと、客観的人物として異なった場合には、必然的に「伝達」の問題が介入してくるからである。つまり、表現主体が「ある表現」を、何ら

かの制約により、その素材は変えずに別の表現に換える際の、「ある表現」の主体が、換言の主体と、客観的人物として異なった場合には、そこに「ある表現」を理解するという行為が必要になってくるわけである。なお、その理解は当然正しいものでなければならぬ。そうでないと、同一主体ということができないからである。また、このことは「素材は変えずに別の表現に換える」という規定にも深く関わってくる。正しい伝達により同一素材を把握しなければ、やはり正確には換言となりえないからである。

先に述べた広義の翻訳——同一言語における古語を現代語に、方言を共通語に訳すことなども含む——は、すべてこの伝達を経た換言であるといえる。そのためまず、正しい理解ができるのか、ということが問題になってくるのである。特に古語の場合はその点の問題で、場面に關する理解などが極めて困難になってくる。

これに対して、同じように伝達を経た換言であっても、同時代同地域の言語における場合には障害がより少なくなり、同一人物による換言と同様にみなすこともできるようになる。他者の表現を換言する際にも、同一主体同一素材になることが可能になってくるわけである。ただし、この場合は、特に場面も正しく捉えた理解を経ることが必要となる。なぜなら、なぜ同一素材でありながら別の表現に換えなければならないのか、ということとは、すべて場面に起因するからである。そのため、正しい伝達が容易には成立しえないことはいうまでもない。

なお、客観的人物として同一である場合にも、厳密には伝達の問題が生じてくる。例えば、自分の書いたものを書き換える際でも、それが時間的にかなり隔たっている場合などは、理解主体と

して自分の書いたものを理解する必要が生じる、ということが考えられるからである。ただし、特殊な場合を除いて「誤解」が生じることはありえないため、実際には、伝達を経た換言から除外して考えてもさしつかえないと思われる。

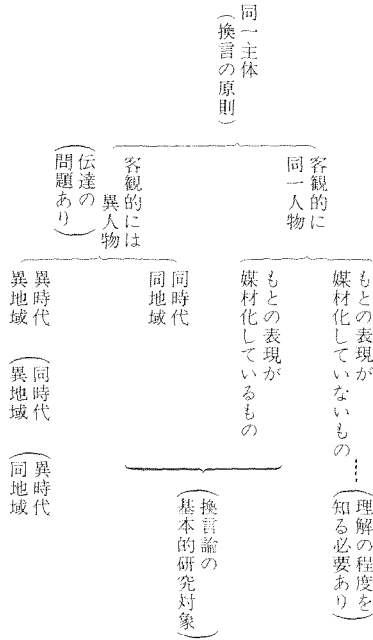
次に、主体の問題とも關連するのだが、客観的人物としても同一の主体の場合、換言されるものとの表現が、媒材にまで至るものと、媒材にまで至らないものに分け、後者も換言の範疇に含めて考えられるのではないか、ということについて述べておきたいと思う。

媒材にまで至る表現というのは、具体的な音声・文字という媒材にまで至る表現であり、通常の表現である。それゆえ、換言されるものとの表現としても、基本的には、当然このような表現でなければならぬのである。これに対して、媒材にまで至らない表現というのは、具体的な音声・文字という媒材にまで至らない表現である。換言されるものとの表現が音声化、文字化されていないものを、換言として扱えるのか問題はあろうが、実際にはこうしたことが多いのではないかと思われる。

先に、換言を一種の表現技術として捉えたとしても、そこにはそれ以前の理解、同素材異表現に対する理解が必要であることを述べた。このように考えると、その理解の際、すでに換言に必要な同素材異場面異表現に関する意識を、主体はもつようになっていることがわかる。したがって、換言は必ずしも媒材化された表現がなくとも、意識の中における表現があれば成立しうる、つまり、同素材異場面異表現に関する理解が成立していれば、換言として考えることも可能になるわけである。このような換言は、特

に音声言語において考えなければならないことである。実際の会話などでは、常にどのような表現を選択するかが問題となっているのであり、その選択は、換言の際の表現意識と変わらないものであると思えるからである。

以上のことをまとめて示すと、次のようになる。



## 二・二二

次に、場面の観点から換言の種類を考えていきたいと思う。

換言を考える際まず第一に問題になることは、なぜ換言するかということである。つまり、換言するにはそれなりの理由があるか、逆にいえば、換言しなければならない何らかの原因があるから、換言することである。これはすなわち、表現における場面を考えていくことにほかならない。したがって、まずその点について説明したいと思う。

1 はじめに、表現主体はAという場面において、Aにふさわしいaという表現をする。

2 しかし次に、同じ素材をBという場面において表現する際には、aではふさわしくないと主体が感じ、Bにふさわしいbという表現をする。つまり、aという表現をbという表現に換える原因となっているのは、Bという場面なのである。

以上が一応基本的にいえることだが、さらに、aという表現がAという場面においてふさわしくない場合が、考えられる。これは、場面Bが、aという表現に関するだけで成立する場合である。つまり、表現aは場面Aにおいてふさわしくない、ということだけが原因で、表現aを表現bに換えることである。また、表現aが場面Bにおいてふさわしくないと必ずしもいえない場合であっても、よりふさわしい表現を求めて換言するということが考えられる。

次に、こうした場面には、どのようなものがあるか述べていきたいと思う。

まず中心となるものは、理解者である。この理解者により表現が大きく制約されてくるということは、そのまま換言にもつながることである。例えば、理解者が上位者から上位者に変われば、当然敬語表現をとらなければならないように。また、理解者が子供であるか大人であるか、専門家であるか門外漢であるか、男性であるか女性であるか、少数であるか多数であるか、などによって表現を換えるようになるのである。このように理解者の違いにより、ある種の換言が成立するといえる。

これに対して、理解者とは直接関わりなく換言が成立する場合

がある。これは、主に表現を練りなおすといった段階に関することで、例えば、小説や論文の草稿の段階で何度も換言するといったことなどがある。特に文学作品の場合は、理解者を考えるというよりも、素材を完璧に表現することを重視するため、この傾向が著しいといえる。ただし、この外に考えられる場面としての、状況や雰囲気、あるいは言語表現としての様々な形式——例えば、手紙という形式により文体・語彙が制約されることなど——においては、理解者との関わりをまったく抜きにして考えることはできないのである。

理解者だけによる換言——例えば、子供に対しては他の条件をすべてすてても、その子供がわかるように表現しなければならぬなど——と、理解者がたとえ理解できなくとも、自己の表現の満足を目指す文学的表現——例えば、前衛的な詩などにおける換言などを両極に据えると、他の様々な場面は、その間に連続的に位置するものとなる。つまり、理解者と他の場面は相互に関連しあうわけで、理解者にふさわしい表現をするためにはその他の様々な条件をも同時に満たさなければならぬし、また逆に、その他の条件である表現を整備することなどは、結局理解者が理解しやすくなることにつながるわけである。

要するに、換言として考えなければならぬことは、理解者の制約とそれ以外の制約と、いずれがより換言のための強い制約となっているのか、また、その相互関係などを明らかにしていくことであると考えられる。

以上、換言の原因となる場面について述べてきたわけだが、次に、そのような場面により換言した結果になる、どの程度どのように換言したのか、ということに関して基本的な点を考察していきたいと思う。

## 二・三・一

まず、語単位での換言からみていきたい。一語で表わしうる素材を、同じように語をもって換言する以外に、文あるいは文章で換言することも可能である。これは、語、文、文章いずれもが、あるまとまりをもった表現として意識されるため、同様に、文、文章で表わしうる素材を一語で換言することもできるのである。しかし、そのような場合を除くと、実際には、文における語としての換言、あるいは文章における語としての換言と考えるべきであらうと思う。なお、名詞に関しては語を語として扱うこともできる場合が多いのだが、それでも文、文章における語として考えた方がよいのではなからうか。

こうしたことを前提として語単位での換言をみていくと、ポイントになるのは当然いわゆる同義語・類義語である。漢語・和語・外来語といった語種の違いも、単に出自が問題なのではなくその語が用いられる場面が問題なのである、といったことは同義語の研究ですでに指摘されているのだが、換言においても重要であらう。また、敬語と通常語、特殊語と一般語、幼児語と成人語、男性語と女性語などといった違いも、先の場面と対応させて考えるべきものである。

ただし、ここにおいても当然、換言されるもとの表現の主体と

換言の主体とは同一であること、また、主体が意識した同素材異表現であることに留意しなければならない。

## 二・三・二

次に、文単位での換言だが、語と同様に、文といってもそれが文章における文としての換言の場合には、文章単位での主体の意識、素材、場面といった点から追求していかねばならない。ただし、語と違い、文の場合は、それが明らかにあるまとまりをもった表現であるということが意識されやすいため、換言論としての最も具体的な対象として設定しやすくなるといえる。したがって、ここにおいては文としての独立した換言として扱い、さらに語としての換言により成立している場合、一文全体の換言と考えられる場合に分け、考察していく方がよいと思う。

まず、語としての換言により成立している場合だが、これは、文を構成している語単位での換言が結果的に文の換言となっている、という場合が中心となる。そのため語としての換言は、先に述べた同義語、類義語に関することも、本来この段階で明らかにするわけである。また、一語で対応する換言だけでなく、例えば「善人」が「よい人」になるように、二語以上の語句として対応する場合も多いが、語に準じて考えることが可能であろう。

これに対して一文全体の換言だが、これもその程度の違いにより、いくつかに分けて考えられると思う。まず最も単純なものとして、ただ語順をなおしただけの換言が考えられる。もつとも、これにもその場面の違いにより、例えば、副詞の位置を換えるなど表現を整えるための換言と、主語と目的語の位置を換えて強調

するなど何らかの意図がある換言が考えられる。しかし、いずれにしてもこのような換言は、素材に対する視点が異なっているのではなく、表現のしかたに関する違いに基づいているといえる。

次には、さらに素材に対する視点が異なってくる換言として、能動文を受動文に、またその逆といった換言などが考えられる。また、やり・もらいの関係や、勝つと負けるなどの関係における換言も、これに相当すると思われる。例えば、「早稲田が慶応に勝った」と「慶応が早稲田に負けた」とは同じ内容を表わしているのだが、早稲田側の者が表現主体になった場合、後者の表現をとることはない。視点がはじめに慶応にいくのは、その場合にはふさわしくない表現と意識されるためである。つまり、これなどは、表現主体の素材に対する視点の違いが、表現に反映するものと考えられるのである。このような素材に対する視点の違いが、最も進んだものとして考えられるのが、実際に「換言すれば」「言い換える」となどという言葉によって示される換言である。これは、aという文を換言するとbになるといふことを、「a換言すればb」「a言い換えるとb」の形で表現する場合である。このような換言の特徴として、理解者による制約のみで成立することは極めて稀であること、素材となる概念がより抽象的であるため表現主体により様々な視点において捉えられること、などが基本的にあげられる。この場合、同素材といえるのかと思われるほど表現が異なることもあるのだが、「換言すれば」とあるように、表現主体が直接換言意識をもったものであるだけに、少なくとも表現主体においては同素材であるという意識が強く、最も確かな同素材といえるかもしれない。

一文全体の換言としてはさらに多くの場合が考えられるであろうが、素材に対する視点の違いにより、基本的には以上のような段階があると思われるのである。

## 二・三・三

次に、文章単位での換言について述べていきたいと思う。文章単位の換言も、文章単位の換言において述べたことと同様に、語単位での換言により成立する場合、また文章単位での換言により成立する場合、そして文章全体の換言として考えられる場合がある。

ただし、いずれにしても、その文章全体における表現主体の意識、素材、場面にに基づき考えていく必要があると思う。そのため、ここでは文章全体の換言として考えられる場合について、基本的な点をあげておくことにする。

まず、ここで問題となることは、換言されるもとの文章の表現を重視して換言するのか、それとも素材を重視して換言するのか、ということである。前者は、本来換言とは表現を換えることだということからすれば、やや無理なことになる。だがこれは特に、換言されるもとの文章の表現主体と換言する主体が、客観的人物として異なる場合に、起こりやすいことだと思われる。場面との関わりによって一概にいうこともできないが、この場合には伝達を経た上でない換言が成立しない、つまり、真に同一素材として理解するために様々な障害が生じるので、素材を重視して換言することの方が難しくなるからである。また、これは、語や文が文章における語や文としてその意味がある、ということに関連しており、たとえ新たな場面にとってある語や文があまりふさわし

くないと感じられても、その語や文はその文章において用いられていることにより何らかの意味を有しているため、別の語や文に換えることはできなくなるのである。したがって結果的には、あまり表現そのものが換えられないことになるわけで、原文のニュアンスがかなり残ることになる。これに対して後者の、素材を重視して換言するということは、換言されるもとの文章の表現にあまりこだわらず、新たな場面にふさわしい表現をもって換言するということであるため、換言本来の意味になつていく。ただしこれは先の逆で、換言されるもとの文章の表現主体と換言する主体とが、客観的人物としても同一である場合に、起こりやすいことであると思われる。この場合には伝達を経ないため、同一素材であることが明らかなためである。したがって、語や文を換えることはもちろん、文章全体の表現を全く換えてしまうことも可能になるのである。以上のことは、極めて大まかな分け方であり、同一文章の換言においてもこの両者が混在していることもありうるが、基本的に考えられることであると思う。

また、このことは増補・要約・省略などといった改訂の方向とも関連する。素材を重視した場合には、文章の全体量の増減が当然生じてくるからである。増の場合には、文章を構成する文がそれぞれ長くなるということの他に、新たな文が入ることもあり、減の場合には、文が短くなることのために、全体的な要約がなされる、また部分的に省略されるということが考えられる。いずれにしても、これが文章としての換言であり、また素材を重視した換言であることにより起こることで、単に語あるいは文章単位での換言としては、考えられないことである。

以上、換言における場面の違い、そしてそれに基づく素材、表現の違いを、表現の単位としての語・文・文章の別に従って基本的に問題となる点についてのみ述べてきたのだが、最後に、媒材に関する問題について触れておきたいと思う。

媒材は、媒材自体として考えていったのでは不十分で、やはり場面の違い、また素材、表現の違いに基づいて考えていく必要がある。例えば、漢字・平仮名・片仮名・ローマ字等は、それぞれが日本語の文字体系の中で単に並立しているのではなく、場面の違いに基づいて使い分けられているのである。ただし、ここでさらに考えたいのは、声の大小、高低、発声の方法、また文字の大小、楷書・行書・草書といった字体の使い分けなどである。これらは、表現の最終段階としての発声・書写などを含めて、媒材を考えていくということで、そのような意味における媒材は、例えば、耳の悪い人に対しては大きな声で、また近くにいる人には小さい声で、あるいは、広告などでは文字を大きく、また答案などは楷書で書く、といったように、たえず場面により使い分けが要求されているのである。またさらに、ポーズをおく、抑揚をつける、あるいは「」を付して強調するなど、様々な表現上の工夫が考えられる。

たしかにこれらは、言語そのものの問題とはいいがたいが、換言を表現技術の問題としても考える時、場面から素材そして具体的な表現と、その過程が進んだ最終段階におけるこのような工夫も、簡単に無視することはできない。これらは、理解過程においてまずはじめに与えられるものという点で、重要であり、また表

現主体は自己が理解主体として理解したことを表現するということから、その重要性が増すわけである。

また、媒材による表現の違いとして、音声表現、文字表現の違いがあるが、これも単に媒材だけの違いとして考えることはできないのであり、音声・文字それぞれの特質を生かすべく、場面、素材の違いがあるといえる。したがって、音声表現における換言、文字表現における換言の内部の問題を考えるとともに、音声表現から文字表現へ、あるいはその逆といった換言の特質も考える必要があると思われる。つまり、換言の一つの下位分類といえる、言い換え（音声表現における換言）と書き換え（文字表現における換言）それぞれの特質と、相互の関係を考えると、いうことである。

#### おわりに

換言論としては、先に述べたように、換言という言語事実における原因と結果、またその関係を追究し明確にしていくことが目的である。ただし、換言論をここに提唱する大きな理由は、そのような換言本質論的なものとともに、表現技術としての換言を明らかにし、実際の言語行為に寄与しうる理論を提供することにある。しかし、この両者を全く分けて考える必要はない。その時々、の場面に応じて的確な表現をしていくという、実際の言語行為において必要な技術を考えていくことと、換言の本質を考えていくことが、直接に結びつくことはなくとも極めて密接な関係にあることはまちがいない。なぜなら、換言の本質を考える際にも、言語主体、場面の概念を導入していくことにより、常に実際の言語行為を前提にしうるからである。そして、このことは、換言の捉



え方さらに言語の捉え方そのものが、実際の言語行為との深い関わりのもとに成り立っていることに起因するのだと、思われるのである。

注 本稿で用いる表現主体、素材、場面、媒材などの術語は、時枝誠記博士の定義に基づく。